

○ 土 岐 市 民 憲 章

わたしたちは 長い歴史と伝統をもつ「土と炎」の土岐市民です。

わたしたちのまちが 先人の創造と努力によってきずかれ、世界と結ぶ「美濃焼のまち」として発展してきました。

わたしたちは 土岐市民であることに誇りをもち、文化の香り高い産業都市へのしるべとして市民憲章を定めます。

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 自然を愛し | 美しい土岐市をつくりましょう |
| 1 | きまりを守り | 明るい土岐市をつくりましょう |
| 1 | 健康で働き | 豊かな土岐市をつくりましょう |
| 1 | 教養を高め | 伸びゆく土岐市をつくりましょう |
| 1 | 力を合わせ | 住みよい土岐市をつくりましょう |

○ 環 境 保 全 都 市 宣 言

現在、私たち人類はかつてない環境危機に直面していると言ってよい。そして、地球的規模でみた環境破壊をめぐる問題は、ますます多様化・複雑化・広域化の様相を呈してきており、人類の生存基盤を脅かす地球環境問題は地球温暖化に象徴されるように喫緊の課題となっている。環境問題を語るとき「シンク・グローバリー、アクト・ローカリー」（地球規模で考え、地域で行動する）というスローガンに込められた意味を問い直し、いまこそ自分達の足元である地域社会での環境保全の取組みが強く求められている。

地球環境の現状は、環境保全に対する市民意識の高まり等から全般的に改善されてきたが、近年の都市化の進展等に伴い生活排水による河川の水質汚濁や廃棄物問題などの「都市・生活型公害」が顕在化している。

土岐市では将来都市像の基本となる「第四次総合計画」に基づいて、市民の生活環境や福祉の向上を目指し、「人と地球にやさしく、ゆとり・うるおいを享受できる快適で安全な都市空間づくり」を進めていくこととしている。したがって、開発と調和した森林緑地の保全と創出を図るとともに、放射性廃棄物を市内へ持ち込ませないこと、廃棄物の不法投棄・不適正処理及び水・大気の汚濁を防止すること等、市民一人ひとりが快適で安全な生活環境を享受できるよう、ここに環境保全都市を宣言する。（平成9年12月24日 宣言）

土岐市の環境

発 行	令和7年2月
編 集	土岐市土岐津町土岐口 2101 土岐市役所 生活環境課 TEL (0572) 54-1111 (内線 171) http://www.city.toki.lg.jp/